

平成23年6月定例会 原案可決・全会一致

議会案第4号

東京電力福島第一原発事故被害の特質に対応した特別立法を国に求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成23年6月20日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 坂 本 弘

東京電力福島第一原発事故被害の特質に対応した特別立法を国に求める意見書

東日本大震災による地震、津波に加え、福島県ではチェルノブイリに比肩する「INESレベル7」の東京電力福島第一原発の事故が今もって収束の見通しが立たず、「計画的避難地域」の指定で新たに避難者が増えるなど、被害は増大中である。

目に見えない放射能に対して多くの住民が不安を持っており、その被害状況は他の被災地域とは質・量とも異なるものである。

地震と津波による過酷事故はかねてより指摘されてきたことであり、東京電力福島第一原発事故の責任は国と東京電力にあり、福島県民には何ら非がないことは明確である。

したがって、東京電力福島第一原発事故によるあらゆる損害は、継続的なものも含めすべて賠償されるべきである。さらに、東京電力福島第一原発事故被害への対応は長期にわたり、しかもその復興についても放射能汚染の除去や系統的な健康被害調査をはじめ、特別な対応が必要となる。

他の被災地域との質的違いを踏まえた、全面賠償、長期にわたる復興支援・健康調査など、いま福島県に必要とされている対応を的確に実行するためには、東京電力福島第一原発事故対策を東日本大震災復興の一部分という位置付けにせず、そのための特別な立法措置や震災復興に従属しない枠組みが必要である。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 福島県民の立場に立った全面賠償や、長期にわたる復興・健康調査など原発事故への対応を包括的・一元的に可能にする特別な立法措置を取ること。
- 2 東京電力福島第一原発事故被害への対応を調査審議する合議制の機関を置く場合は、他に従属する機関ではなく、その自主性、独立性を確保するとともに、その構成にあたっては東京電力福島第一原発事故被災地域を重視すること。また、政府はその機関の審議結果および意見を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日